

(経済産業省と同時公表)

平成25年5月15日

消費生活用製品のリコール情報（電気洗濯乾燥機）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機のリコール情報（無償部品交換）を以下のとおり公表します。

三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機において、当該製品を焼損する重大製品事故が発生しました。

当該製品の事故原因は、現在、調査中ですが、当該製品の電解水<sup>(注)</sup>生成を制御する電解基板の電源回路に品質特性にバラツキのあるダイオードが使用されていたことから異常発熱し、電解基板ケース内で発生した火花が、乾燥運転時に堆積した衣類のほこりに着火したため、本体の延焼に至ったものと考えられます。

このため、三洋電機株式会社では、事故の再発防止を図るため、本日、プレスリリースを行い、対象製品について無償での部品交換（電解基板の交換）を実施します。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年10月2日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」として公表していたものです（管理番号A201200471）。

消費者庁として、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製造事業者の行う無償での部品交換を受けるよう呼び掛けます。

(注) 電解水とは、水道水を電気分解することにより生成されるもので、電解水に含まれる活性酸素と電解次亜塩素酸が軽い皮脂汚れ等を分解するもの。

(1) 三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機について（管理番号A201200471）

① 事故事象について

三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損しました。

当該事故の原因は、上記のとおりです。

これまで同社が製造した同型の電気洗濯乾燥機で発生した当該事故の原因による重大製品事故は1件報告を受けています（管理番号A201200471）。本件事故による人的被害は生じておりません。

また、当該製品と同型の製品において過去に重大製品事故が1件発生しています（管理番号A201100056）。事故原因は、電解基板の焼損が著しいことから、原因の特定には至りませんでした。焼損状態から今回と同様の事象と考えられます。

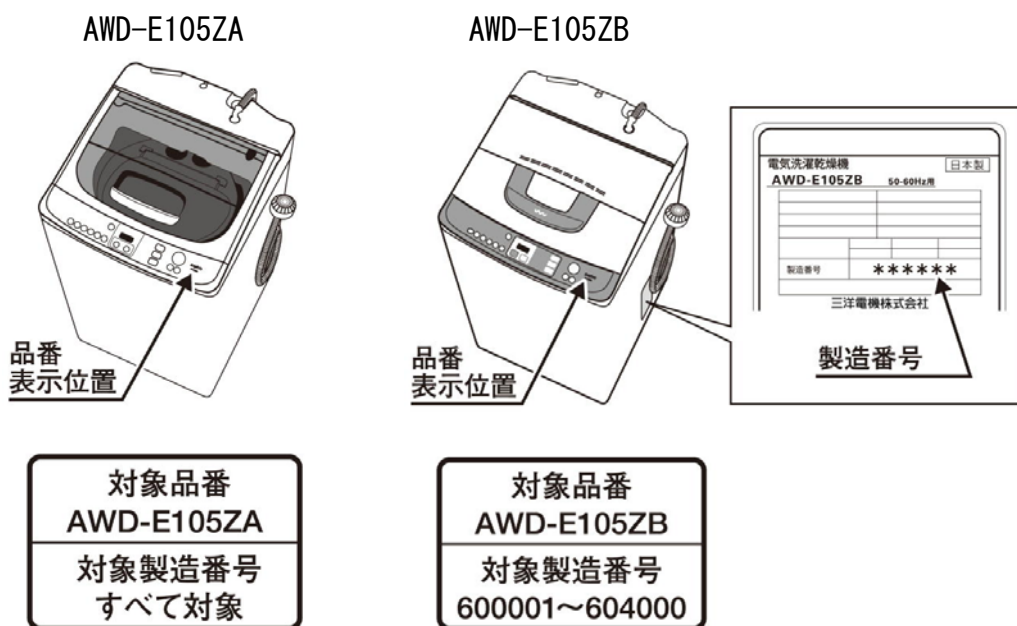
②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日、プレスリリースを行うとともに、ホームページへの情報掲載や平成25年5月16日付けで新聞社告、販売店の顧客情報に基づく電話連絡又はダイレクトメールの送付等を行い、対象製品について無償での部品交換を実施します。

③対象製品：製品名、品番、対象製造番号、製造期間、改修対象台数

製品名	品番	対象製造番号	製造期間	改修対象台数
タテ型洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	すべて対象	2005年9月 ～ 2008年11月	41,300台
	AWD-E105ZB	600001 ～ 604000	2008年11月 ～ 2009年2月	4,000台
合 計				45,300台

対象製品の外観及び確認方法：品番、製造番号は、以下のとおり表示されています。



④事業者の対応

無償での部品交換を実施します。

⑤事業者の告知

- |                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ・プレスリリース                        | 平成25年5月15日（水）     |
| ・ホームページへの掲載                     | 平成25年5月15日（水）     |
| ・新聞社告                           | 平成25年5月16日（木）     |
| ・販売店へのチラシ配布                     | 平成25年5月15日（水）以降順次 |
| ・販売店での店頭告知                      | 平成25年5月15日（水）以降順次 |
| ・販売店の顧客情報に基づく<br>電話連絡又はダイレクトメール | 平成25年5月15日（水）以降順次 |

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで連絡して、無償での部品交換を受けてください。

(三洋電機株式会社の問合せ先)

電話番号：0120-34-9180

受付時間：9時～21時（平成25年6月14日まで毎日）

9時～17時（平成25年6月15日以降、土・日・祝日を除く。）

ホームページ：[http://www.panasonic.co.jp/sanyo/info/products\\_safety/130515.html](http://www.panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/130515.html)

※ホームページからでも受付できます。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：大木、長井、川<sup>かわ</sup>船

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

(三洋電機株式会社が製造した電気洗濯乾燥機についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707（直通）

■当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200471	平成24年9月2日	平成24年9月27日	電気洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。 事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の電解基板の電源回路に品質特性にバラツキのあるダイオードが使用されていたことから異常発熱し、電解基板ケース内で発生した火花が、乾燥運転時に堆積した衣類のほこりに着火したため、本体への延焼や周辺焼損等の拡大被害に至ったものと考えられる。	滋賀県	平成24年10月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの5月15日からリコールを実施（特記事項を参照）